

「認定の基準」についての分野別指針
－森林・林業及び森林生産物－

JAB PD364:2014D10

第1版：2014年 mm 月 dd 日

公益財団法人日本適合性認定協会

目次

序文	3
1. 適用範囲	3
2. 引用文書	4
3. 用語と定義	5
4. 森林管理	7
4.1. 一般要求事項	7
4.2. 資源に関する要求事項	7
4.3. プロセス要求事項	7
5. 森林生産物の分別管理(CoC)	10
5.1. 一般要求事項	10
5.2. 資源に関する要求事項	10
5.3. プロセス要求事項	10
附属書 1 スキームオーナーによる認証機関の公示	15
附属書 2 マルチサイト CoC 認証	15

「認定の基準」についての分野別指針
－森林・林業及び森林生産物－

序文

本文書は、森林管理及び／又は森林生産物の分別管理(Chain of Custody、以下「CoC」という)を認証する、JIS Q 17065:2012(ISO/IEC 17065IDT、以下「JIS Q 17065」という)で認定される製品認証機関（以下、「認証機関」という）に適用する指針である。

また、森林管理認証においては、一般社団法人緑の循環認証会議(Sustainable Green Ecosystem Council、以下、「SGEC」という、備考1参照)認証制度(以下、「SGEC スキーム」という)、CoC 認証においては SGEC スキーム及び Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes(以下、「PEFC」という、備考2参照)森林認証プログラム（以下、「PEFC スキーム」という)の内、製品認証機関に関する要求事項を本指針に採用する。

備考1 日本国内において、持続可能な森林経営を広く普及するとともに、そこで産出される木材等の有効な利用を推進し、森林整備水準の向上及び林業の活性化等を通して、循環を基調とする潤いのある社会の構築と緑豊かな自然環境の保全に資することを目的とし、森林管理認証及びその生産物の生産・加工・流通に係る認証並びにその認証審査を行う機関の管理運営に係る事業を実施している団体。

URL: <http://www.sgec-eco.org/>

備考2 各国において、国および国内諸レベルで持続可能な森林管理のために国際的に合意された要求事項に基づいて、それぞれの国や地域の状況を反映した森林認証規格・制度を策定し、また、それらの間の相互承認をするための枠組みを提供する国際的な団体。本部ジュネーブ。

URL: <http://pefcasia.org/japan/>

1. 適用範囲

1.1 本指針は、SGEC スキームの下で森林管理認証を行う認証機関(以下、「森林管理認証機関」という)及び SGEC スキーム及び／又は PEFC スキーム下で CoC 認証を行う認証機関(以下、「CoC 認証機関」という)に適用する。

1.2 認証対象製品

1.2.1 森林管理認証機関の認証対象製品

SGEC「認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-10 SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」 1・2・1 による。

1.2.2 CoC 認証機関の認証対象製品

SGEC「認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-10 SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」 1・2・2 による。

1.3 認証対象製品の評価

森林管理認証機関及び CoC 認証機関が 1.2 項の製品を評価するための基準は以下のとおりである。

- a) 森林管理認証：
 - SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン
- b) CoC 認証：以下のいずれかもしくは両方
 - SGEC・CoC 認証ガイドライン、CoC 認証ガイドラインに係わる技術文書 4-1~4-4
 - PEFC ST 2002:2013 林製品の CoC－要求事項

1.4 森林管理認証機関は、SGEC スキーム(SGEC「認証制度の管理運営に関する文書」第 5 章及び「附属文書 2-10 SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」)に規定される認証機関に要求される事項を満足しなければならない。

1.5 CoC 認証機関は、SGEC スキーム(SGEC「認証制度の管理運営に関する文書」第 5 章及び「附属文書 2-10 SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」)及び／又は PEFC スキーム(「PEFC 基準的文書附属文書 6 認証・認定手順」5 項、ST2003:2012 「PEFC 国際 CoC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」)に規定される認証機関に要求される事項を満足しなければならない。

2. 引用文書

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改定版(追補を含む)は適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト (www.jab.or.jp) で閲覧及びダウンロード可能である。

2.1 引用文書

- a) JIS Q 17065:2013 適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項 ((ISO/IEC 17065) IDT)
- b) JAB P204-2007 第三者製品認証システムの類型 (JIS Q 0067(ISO/IEC Guide 67) IDT、以下「P204」という)
- c) International Classification for Standards(ICS) ¹ (以下、「ICS コード」という)
- d) SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン(以下、「SGEC 森林管理基準」という)
- e) SGEC 森林管理認証基準適合性確認事項(以下、「SGEC 適合性確認事項」という)
- f) SGEC 認証制度の管理運営に関する文書(以下、「SGEC 運営文書」という)
- g) SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-1 別紙 SGEC ロゴマーク(以下、「SGEC マーク規定」という)
- h) SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-2 SGEC マークの使用要領(以下、「SGEC マーク使用要領」という)

- i) SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-3 森林管理認証審査調書(以下、「SGEC 森林管理認証審査調書」という)
- j) SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-4 グループ森林管理認証の要件(以下、「SGEC グループ森林管理認証要件」という)
- k) SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-5 定期審査調査事項(以下、「SGEC 定期審査調査事項」という)
- l) SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-7 CoC 認証審査調書(以下、「SGEC CoC 認証審査調書」という)
- m) SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-8 統合 CoC 管理事業体の要件(以下、「SGEC 統合 CoC 要件」という)
- n) SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 附属文書 2-10 SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項(以下、「SGEC 認証機関要求事項」という)
- o) SGEC・CoC 認証ガイドライン及び技術文書 4-1~4-4
- p) PEFC 基準的文書 認証・認定手順 附属文書 6
- q) PEFC ST 2003:2012 PEFC 国際 CoC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項(以下、「PEFC ST2003」という)
- r) PEFC ST 2002:2013 林産品の CoC—要求事項
- s) PEFC ST2001:2008 PEFC ロゴ使用規則—要求事項(以下、「PEFC ST2001」という)
- t) JIS Q 19011:2003 (ISO 19011:2002) 品質及び／又は環境マネジメントシステム監査のための指針(以下、「ISO 19011」という)

備考 1 ICS コードは ISO から発行されており、ISO ウェブサイト(www.iso.org)で閲覧及びダウンロード可能である。

備考 2 SGEC スキーム文書(d)~(o))は次の URL より入手できる。
<http://www.sgec-eco.org/doc/>

備考 3 PEFC スキーム文書(p)~(s))は次の URL より入手できる。
http://www.pefcasia.org/japan/tech_doc/

備考 4 PEFC ST2003 では、ISO/IEC Guide 65(以下、「ガイド 65」という)及び IAF GD5:2006 IAF Guidance on the Application of ISO/IEC GUIDE 65-Issue 2 が引用されているが、本指針では、ISO/IEC 17065 と読み替えることとする。なお、ISO/IEC 17065 にない PEFC ST2003 の要求事項は改変することなく採用する。

3. 用語と定義

以下、[SGEC]:SGEC スキーム関連文書、[PEFC]:PEFC スキーム関連文書

3.1 森林生産物の Chain of Custody (CoC)

[SGEC] SGEC 運営文書 第 10 条による。

[PEFC] PEFC ST2003 3.1 項による。

3.2 統合 CoC 管理事業体(SGEC)／マルチサイト組織(PEFC)

[SGEC] SGEC 統合 CoC 要件 1-1 項による。

[PEFC] PEFC ST2002 付属書 2 2 項による。

DRAFT

4. 森林管理

本章において「森林管理認証機関」は「認証機関」という。

4.1. 一般要求事項

4.1.1 ログマーク使用ライセンス

SGEC 認証機関要求事項 1・1・1 項による。

備考 SGEC マーク規定、SGEC マーク使用要領を参照。

4.1.2 ログマーク使用上の注意点についての依頼者への明示

SGEC 認証機関要求事項 1・1・2 項による。

4.2. 資源に関する要求事項

4.2.1 認証審査員の資格・力量基準・教育

4.2.1.1 認証審査チームの資格・経験

SGEC 認証機関要求事項 2・1・1 項による。

4.2.1.2 審査力量・教育

SGEC 認証機関要求事項 2・1・2 項による。

備考 ISO 19011 を参照。

4.2.1.3 評価結果のレビューアール又は認証の決定者(個人又はグループ)の資格・力量要件

SGEC 認証機関要求事項 2・1・3 項による。

4.3. プロセス要求事項

4.3.1 認証の申請

4.3.1.1 認証申請者からの情報提供要請

SGEC 認証機関要求事項 3・1・1 項による。

4.3.1.2 要求事項の選択肢に応じた認証申請者に求められる情報提供

SGEC 認証機関要求事項 3・1・2 項による。

4.3.1.3 グループ森林管理認証

SGEC 認証機関要求事項 3・1・3 項による。

備考 SGEC グループ森林管理認証要件を参照。

4.3.2 評価

4.3.2.1 文書審査(初回、更新)

SGEC 認証機関要求事項 3・2・1 項による。

4.3.2.2 認証審査工数の決定(初回、更新)

SGEC 認証機関要求事項 3・2・2 項による。

備考 SGEC 森林管理基準及び SGEC 適合性確認事項を参照。

4.3.2.3 評価報告

SGEC 認証機関要求事項 3・2・3 項による。

備考 SGEC 森林管理認証審査調書を参照。

4.3.2.3.1 評価対象の確認

SGEC 認証機関要求事項 3・2・3・1 項による。

4.3.2.3.2 認証基準の明示

SGEC 認証機関要求事項 3・2・3・2 項による。

4.3.3 サンプリング

4.3.3.1 サンプリングの方法論

SGEC 認証機関要求事項 3・3・1・1~3・3・1・4 項による。

4.3.3.2. サンプル数

SGEC 認証機関要求事項 3・3・2・1~3・3・2・4 項による。

4.3.3.3 追加サイト

SGEC 認証機関要求事項 3・3・3 項による。

4.3.4 認証文書

4.3.4.1 認証書の交付

SGEC 認証機関要求事項 3・4・1 項による。

4.3.4.2 認証書の情報項目

SGEC 認証機関要求事項 3・4・2 項による。

4.3.4.3 有効期間

SGEC 認証機関要求事項 3・4・3 項による。

4.3.4.4 認証範囲

1) SGEC 認証機関要求事項 3・4・4 項による。

2) 認証が授与される製品及びサービス：以下の ICS コードを特定する。

- 03.200 レジャー、旅行(Leisure, Tourism)
- 07.100.30 食品微生物学 (Food microbiology)
- 11.120.10 薬剤 処方及び薬草を含む(Medicaments *Including medical prescriptions and medical herbs)
- 13.060.10 水資源(Water of natural resources)

- 65.020.01 農業及び林業一般(Farming and forestry in general)
- 65.020.20 植物栽培 園芸、花卉園芸、種子、植物病含む(Plant growing *Including horticulture, floriculture, seeds, plant diseases)
- 65.020.30 家畜の飼育及び繁殖 衛生検査、獣医学含む(Animal husbandry and breeding *Including sanitary inspection, Veterinary medicine))
- 65.020.40 風致および造林(Landscaping and silviculture)
- 65.120 飼料(Animal feeding stuffs)
- 65.140 養蜂 養蜂用設備及び据付含む (Beekeeping *Including equipment and installations for beekeeping))
- 65.145 狩猟 狩猟用設備及び据付含む(Hunting *Including equipment and installations for hunting))
- 65.150 漁業及び養魚 海洋ほ乳類及び爬虫類の狩猟、水生軟体動物及びその他海産物の収穫・養殖、漁業及び養魚設備及び据付含む (Fishing and fish breeding *Including hunting of marine mammals and reptiles, collection and breeding of aquatic molluscs and other marine products, equipment and installations for fishing and fish breeding, etc.)
- 75.160.10 固体燃料 石炭製品、コークス、PEAT、木材、石炭熱分解の誘導体その他(Solid fuels *Including coal products, coke, peat, wood, derivatives of coal pyrolysis, etc.)
- 79.040 木材、製材及び製材品 (Wood, sawlogs and sawn timber)

3) 適用する認証スキーム

- SGEC 認証スキーム

備考 上記スキームは、P204 付表 1 の製品認証システムの 1)~6)を含んでいる。

4.3.5 認証結果の SGEC への報告

SGEC 認証機関要求事項 3・5 項による。

5. 森林生産物の分別管理(CoC)

本章において「CoC 認証機関」は「認証機関」という。

以下、SGEC スキーム関連要求、PEFC スキーム関連要求は文頭に、それぞれ[SGEC]、[PEFC]と記述する。また、両者に共通の指針は[共通]と文頭に記述する。

備考 PEFC ST2003 において「ISO/IEC ガイド 65 及び IAF GD5」とある部分は、本指針では「JIS Q 17065」と読み替える。

5.1. 一般要求事項

5.1.1 スキーム・ロゴ使用

5.1.1.1 ロゴマーク使用ライセンス

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 1・1・1 項による。

備考 SGEC マーク規定、SGEC マーク使用要領を参照。

[PEFC] PEFC ST2003 14.1.1 項及び PEFC ST2001 による。

5.1.1.2 ロゴマーク使用上の注意点についての依頼者への明示

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 1・1・2 項による。

[PEFC] PEFC ST2003 14.1.2 項による。

5.2. 資源に関する要求事項

5.2.1 認証機関の要員

5.2.1.1 認証審査チームの資格・経験

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 2・1・1 項による。

[PEFC] PEFC ST2003 5.2.1 項、5.2.4 項、5.2.6.1 項、5.2.6.2 項、5.3 項による。

5.2.1.2 審査力量・教育

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 2・1・2 項による。

備考 ISO 19011 を参照。

[PEFC] PEFC ST2003 5.2 項、5.2.2 項、5.2.3 項、5.2.5 項による。

5.2.1.3 評価結果のレビューアー又は認証の決定者(個人又はグループ)の力量要件

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 2・1・3 項による。

5.3. プロセス要求事項

5.3.1 認証の申請

5.3.1.1 認証申請者からの情報提供要請

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・1・1 項による。

[PEFC] PEFC ST2003 8.1 項による。

5.3.1.2 要求事項の選択肢に応じた認証申請者に求められる情報提供

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・1・2 項による。

備考 SGEC CoC 基準を含む。

[PEFC] PEFC ST2003 8.2 項による。

5.3.1.3 統合 CoC 管理事業体／マルチサイト

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・1・3 項による。

[PEFC] PEFC ST2003 8.3 項による。

5.3.2 評価

5.3.2.1 文書審査(初回、更新)

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・2・1 項による。

[PEFC] PEFC ST2003 9.4 項による。

5.3.2.2 認証審査工数の決定(初回、更新)

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・2・2 項による。

[PEFC] PEFC ST2003 10.2.1 項、10.2.2 項、13.1.4 項による。

5.3.2.3 評価報告

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・2・3 項による。

備考 SGEC CoC 認証審査調書を参照。

[PEFC] PEFC ST2003 11 項による。

5.3.2.3.1 評価対象の確認

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・2・3・1 項による。

[PEFC] PEFC ST2003 11.1 項による。

5.3.2.3.2 認証基準の明示

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・1・3・2 項による。

[PEFC] PEFC ST2003 11.2 項による。

5.3.3 現地審査のサンプル

5.3.3.1 方法論

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・3・1・1~3・3・1・4 項による。

[PEFC] マルチサイトの場合、PEFC ST2003 付属書 3 3.1 項による。

5.3.3.2 サンプル数

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・3・2・1~3・3・2・4 項による。

[PEFC] PEFC ST2003 付属書 3 3.2 項による。

5.3.3.3 追加サイト

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・3・3 項による。

[PEFC] PEFC ST2003 付属書 3 3.4 項による。

5.3.4 認証文書

5.3.4.1 認証書の交付

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・4・1 項による。

5.3.4.2 認証書の情報項目

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・4・2 項による。

[PEFC] PEFC ST2003 12.2.1 項による。

5.3.4.3 認証対象業種

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・4・3 項による。

5.3.4.4 有効期間

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・4・5 項による。

[PEFC] PEFC ST2003 12.2.6 項による。

5.3.4.5 認証範囲

1) [SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・4・4 項による。

[PEFC] PEFC ST2003 12.2.2 項、12.2.4 項による。

2) [共通] 認証が授与される製品及びプロセス：以下の ICS コードを特定する。

- 07.100.30 食品微生物学 (Food microbiology)
- 11.120.10 薬剤 ※処方及び薬草を含む (Medicaments *Including medical prescriptions and medical herbs)
- 13.060.20 飲料水 (Drinking water)
- 65.020.20 植物栽培 ※園芸、花卉園芸、種子、植物病を含む (Plant growing *Including horticulture, floriculture, seeds, plant diseases)
- 65.120 飼料 (Animal feeding stuffs)
- 67.080.01 果実、野菜及び関連製品一般 (Fruits, vegetables and derived in general)
- 67.120.10 食肉及び食肉加工品 (Meat and meat products)
- 71.100.61 精油 (Essential Oils)
- 75.160.10 固体燃料 ※石炭製品、コークス、PEAT、木材、石炭熱分解の誘導体その他 (Solid fuels *Including coal products, coke, peat, wood, derivatives of coal pyrolysis, etc.)
- 79.020 木材の製造プロセス ※伐採搬出及び木材処理を含む (Wood technology processes *Including logging and wood treatment)
- 79.040 木材、製材及び製材品 (Wood, sawlogs and sawn timber)
- 79.060.01 木材パネル一般 (Wood based panels in general)

- 79.060.10 合板(Plywood)
- 79.060.20 繊維合板及びパーティクルボード(Fiber and particle boards)
- 79.060.99 その他の木材パネル(Other wood-based panels)
- 79.080 ひき材半製品 ※寄木張り床、ウッドブロック舗装、木製ノブその他
(Semi-manufactures of timber *Including parquet, wood paving, handles, etc.)
- 85.040 パルプ(Pulps)
- 85.060 紙及び板紙(Paper and board)
- 85.080 紙製品 ※紙基盤文具 ※他形態文具(非紙基盤)(Paper products
*Including paper based stationary *Other forms of stationary
(non-paper based))
- 85.080.01 紙製品一般(Paper products in general)
- 85.080.10 事務用紙(Office paper)
- 85.080.20 ティッシュペーパー(Tissue paper)
- 85.080.30 段ボール紙 ※包装用紙 (Cardboard *Paper for packaging)
- 85.080.99 その他の紙製品(Other paper products)
- 91.080.20 木材構造(Timber structures)
- 97.140 家具 ※室内装飾用品、マットレス、事務用家具、教育施設用家具含
む (Furniture *Including upholstery, mattresses, office furniture,
school furniture, etc.)
- 97.200.20 楽器(Musical instruments)
- 97.200.50 玩具 ※玩具の安全性含む (Toys *Including safety of toys)
- 97.180 種々の家庭用及び商業用設備(Miscellaneous domestic and
commercial equipment)

3)適用する認証スキーム

- SGEC 認証スキーム
- PEFC 認証スキーム

備考 上記スキームは、P204 付表 1 の製品認証システムの 1)~6)を含んでいる。

5.3.5 認証結果のスキームオーナーへの報告

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・5 項による。

[PEFC] PEFC ST2003 12.2.8 項による。

5.3.6 サーベイランス

5.3.6.1 サーベイランス実施頻度

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・6・1 項による。

[PEFC] PEFC ST2003 13.1.1 項による。

5.3.6.2 サーベイランスの実施場所

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・6・2 項による。

備考 SGEC 定期審査調書事項を参照。

[PEFC] PEFC ST2003 13.1.2 項による。

5.3.6.3 サーベイランスの現地審査の除外

[SGEC] SGEC 認証機関要求事項 3・6・3 項による。

[PEFC] PEFC ST2003 13.1.3 項による。

以上

DRAFT

附属書 1 スキームオーナーによる認証機関の公示

[SGEC] SGEC 運営文書第 20 条、第 23 条による。

[PEFC] PEFC ST2003 附属書 2 による。

附属書 2 マルチサイト CoC 認証

[SGEC] SGEC 統合 CoC 要件による。

[PEFC] PEFC ST2003 附属書 3 による。

DRAFT

改 定 履 歴（公開文書用）

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
1	新規発行	2014-mm-dd	製品PM	製品技術委員 会

DRAFT

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1
五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。